日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊

発 行

東京都

○大久保港臨港地区における分区の指定

○三池港臨港地区における分区の指定……

同 同

○八重根港臨港地区における分区の指定 ○神湊港臨港地区における分区の指定……

目 次

○東京都土地利用基本計画の変更…(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)… ○令和二年第四回東京都議会定例会の招集………………(財務局主計部議案課)… ○東京都組織規程の一部を改正する規則………………(総務局人事部調査課)… | の特例に関する規則…………………………(総務局人事部職員支援課)… 示

○介護老人保健施設の開設許可…………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)…

 $\equiv$ 

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業

職員の長期勤続休暇の特例に関する規程:

規

程

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都水道局職員の

規

程

(水

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都交通局企業職

規

程

交

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期

同: (同):: 同):: 同)…

Ħ. рц

 $\equiv$ 

規

則

………………………………(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○式根島港臨港地区及び分区の指定…………………(港湾局離島港湾部管理課)…

○岡田港臨港地区における分区の指定………………………………………………(同)… 八

○新島港臨港地区における分区の指定…… ○波浮港臨港地区における分区の指定………………………………………………(同)… ヵ ------(同)---10

○神津島港臨港地区における分区の指定………………………………………………(同)…二

規 一月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇 則

.....(同)…

○都道の区域変更……………………………………(建設局道路管理部路政課)…

------(肩)…

○元町港臨港地区における分区の指定・

東

に関する規則を公布する。 令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇の特例

pu

令和二年十一月二十日

七 六 ൛ൎ

●東京都規則第百八十九号

休暇の特例に関する規則

小

池

百 - 合子

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続

成七年東京都規則第五十五号)第二十六条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三 令和二年十二月三十一日が職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則

 $\triangleright$ 

る。

別表四

八の部同

立川児童相談所の項中「立川市曙町三丁目十番十九号」を「立川

員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。 項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、 当該職

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百 合 子

#### 東京都規則第百九十号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正す

市柴崎町二丁目二十一番十九号」に改める。

則

この規則は、 令和二年十一月二十四日から施行する。

#### 告 示

●東京都告示第千四百十二号

令和二年第四回東京都議会定例会を、 十一月三十日に招集する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百 合子

#### ●東京都告示第千四百十三号

変更したので、同法第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく東京都土地利用基本計画を その

要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、 東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧するこ

とができる。

**令和二年十一月二十日** 

東京都知事 小 池

百

合 子

東京都土地利用基本計画変更の要旨

大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町及び小笠原村における都市地域の一部

変更した。

#### ●東京都告示第千四百十四号

規定により大島都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の

の規定により告示する。

令和二年十一月二十**日** 

都市計画区域の 変更に係る土地の区域

東京都知事

小

池

百

合子

大島都市計画区 追加する部分

域

波

浮港地先、 浮港地先、差木地字下原地先及び野増地先各地内大島町元町一丁目地先、元町二丁目地先、岡田字横町地先、大島町元町一丁目地先、岡田字横町地先、

### ●東京都告示第千四百十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の

規定により新島都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項

の規定により告示する。

令和二年十一月二十**日** 

名称都市計画区域の 変更に係る土地の区域

東京都知事

小

池

百

合子

域 新島都市計画区 追加する部分

新島村字黒根地先、 若郷地先及び字檜山地先各地内

#### 3 令和2年11月20日(金曜日)

#### ●東京都告示第千四百十六号

の規定により告示する。 を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項 おいて準用する同条第一項の規定により神津都市計画区域 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五条第六項に

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百 合子

都市計画区域の 変更に係る土地の区域

域 津都市計画区 追加する部分

高嶺地先及び字榎木が沢地先各地先、三十七番二、同番二地先、字六番地先、三十七番一、同番一地 番地先、十九番、同番地先、三十 神津島村九番一地先、十八番、 同

#### ●東京都告示第千四百十七号

の規定により告示する。 を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項 おいて準用する同条第一項の規定により三宅都市計画区域 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五条第六項に

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百 合

子

都市計画区域 0 変更に係る土地の区域

域 三宅都市計画区 追加する部分

谷地先及び阿古地先各地内三宅村坪田地先、伊豆地先、 伊ケ

# ●東京都告示第千四百十八号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項に

を変更したので、 おいて準用する同条第一項の規定により八丈都市計画区域 の規定により告示する。 同条第六項において準用する同条第五項

令和二年十一月二十日

都市計画区域の 変更に係る土地の区域

東京都知事

池

百

合 子

域 八丈都市計画区 追加する部分

吉地先及び中之郷地先各地内八丈町三根地先、大賀郷地先、 末

# ●東京都告示第千四百十九号

項の規定により告示する。 域を変更したので、 おいて準用する同条第一項の規定により小笠原都市計画区 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五条第六項に 同条第六項において準用する同条第五

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画区域 の 変更に係る土地の区域

区域小笠原都市計画 追加する部分

地先及び字奥村地先並びに母島字 静沢地先及び字元地地先各地内 小笠原村父島字東町地先、字清瀬

#### 東京都告示第千四百二十号

一年厚生省令第三十六号)第百三十七条の二の規定に基づ 同法第百四条の二第一号及び介護保険法施行規則 項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので 介護保険法 次のとおり告示する。 (平成九年法律第百二十三号) 第九十四条第 (平成十

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池

百

合

子

サービスの種類 介護保健施設サービス

在地の所

開設者の名称

施設の名称

年月日開設許可

**創生会** 介護老人保健 施設 ろうけ 墨田区横網二 丁目七番十三 月一日 令和二年五

ん隅田秋光園 号

国立あおやぎ やぎ苑みのわ 施設国立あお 丁目二番地 国立市青柳三 四 月一日 令和二年七

通り

# ●東京都告示第千四百二十一号

定に基づき、次のとおり告示する。 一項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があった (平成十一年厚生省令第三十六号)第百三十七条の二の規 で、 介護保険法 同法第百四条の二第二号及び介護保険法施行規則 (平成九年法律第百二十三号) 第九十九条第

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百 合

サービスの種類 介護保健施設サービス

施設の名称 在施設の の所 日 廃 止 年 月

開設者の名称

社会福祉法人 介護老人保健 墨 田区横網二 令和! 二年五

爲宝会

ん隅田秋光園 施設 ろうけ

号

丁目七番十三

月

日

# ●東京都告示第千四百二十二号

五項の規定に基づき指定した指定養育医療機関から、 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第

次の

とおり辞退の申出があった。 令和二年十一月二十日

東京都知事 小

池

百合子

松元 開設者 崇 辞退年月日

名

称

所在地

令和二年十月

— 日

六番十二号 段南一丁目 千代田区九

# ●東京都告示第千四百二十三号

の規定により、都道の区域を次のように変更する。 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年十一月二十日から起算して二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項

東京都知事 小 池 百 令和二年十一月二十日

路線名 父島循環

変更の区間

変更の概要 別図表示のとおり

 $\equiv$ 

合子

同所十六番一地先まで小笠原村父島字吹上谷十三番一地内から



臨港地区の分区

商港区

り) 新島村式根島地内及び地先(別図表示のとお

縦覧場所

漁港区

同右

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

# ●東京都告示第千四百二十四号

定に基づき当該臨港地区の分区を指定したので、法第三十 る臨港地区の区域を指定し、及び法第三十九条第一項の規 いう。)第三十八条第一項の規定に基づき式根島港におけ 八条第八項の規定により、次のとおり告示する。 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下 「法」と

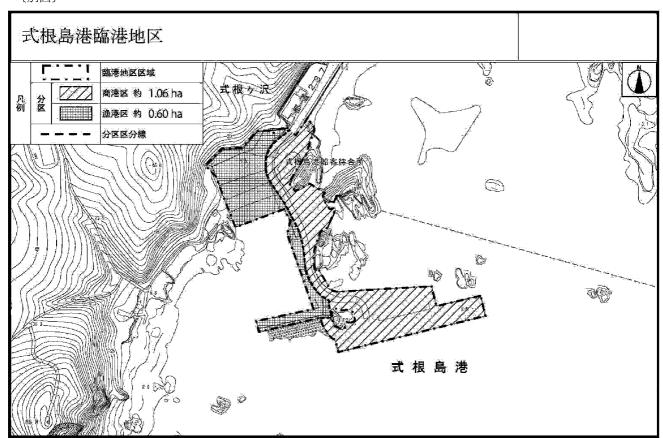
令和二年十一月二十日 式根島港港湾管理者 東京都 代表者

臨港地区の区域 東京都知事 小 池

> 百 合子

図表示のとおり) 新島村式根島地内及び地先 一・六六ヘクタール 別

[別図]



#### ●東京都告示第千四百二十五号 港湾法

項の規定に基づき、元町港の臨港地区の分区を指定した 次のとおり告示する。 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十九条第

令和二年十一月二十日 元町港港湾管理者 代表者 東京都知事 東京都

小

池

百 合子

商港区 臨港地区の分区 町二丁目地先(別図表示のとおり)大島町元町一丁目地内、同所地先及び同町)

縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部 新宿区西新宿二丁目八番一号

〔別図〕 大島都市計画臨港地区 元町港臨港地区 分区図 臨港地区区域 商港区 約 2.4 ha 港湾・漁港区域界 町 元 元町漁港

# ●東京都告示第千四百二十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第項の規定に基づき、岡田港の臨港地区の分区を指定したで、次のとおり告示する。 岡田港港湾管理者 東京都

新宿区西新宿二丁目八番一号東京都港湾局離島港湾部

縦覧場所

漁港区

大島町岡田字横町地先

(別図表示のとおり)

商港区

のとおり) 大島町岡田字横町地内及び同地先

(別図表示

臨港地区の分区

#### ●東京都告示第千四百二十七号 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十九条第

項の規定に基づき、波浮港の臨港地区の分区を指定した 令和二年十一月二十日 次のとおり告示する。

波浮港港湾管理者

東京都

代表者 東京都知事

小

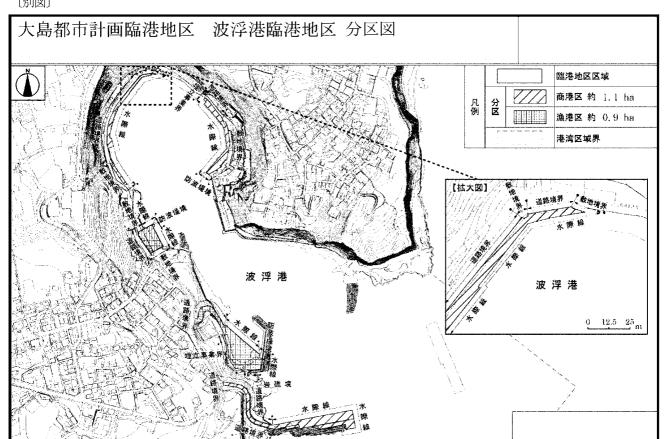
池

百 合子

商港区 臨港地区の分区

縦覧場所 漁港区 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都港湾局離島港湾部 原及び同地先(別図表示のとおり)大島町波浮港地内、同地先、同町差木地字下 (別図表示のとおり)

〔別図〕



## ●東京都告示第千四百二十八号

項の規定に基づき、新島港の臨港地区の分区を指定した 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第 次のとおり告示する。

臨港地区の分区 令和二年十一月二十日 新島港港湾管理者 代表者 東京都知事

東京都

小

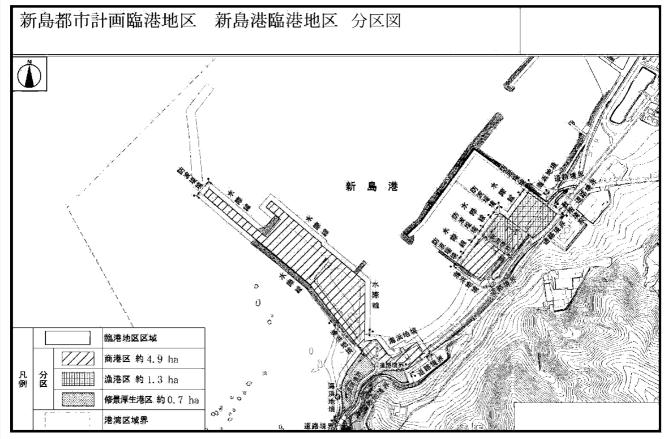
池

百 合 子

生 修景区 漁港区 商港区 新島村字黒根地内及び同地先 目地内(別図表示のとおり)新島村字黒根地内、同地先及び同村本村六丁 新島村字黒根地内(別図表示のとおり) (別図表示のと

縦覧場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都港湾局離島港湾部

〔別図〕



縦覧場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都港湾局離島港湾部

## ●東京都告示第千四百二十九号

港湾法 項の規定に基づき、神津島港の臨港地区の分区を指定し (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十九条第

たので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

神津島港港湾管理者 代表者 東京都知事 東京都

小

池

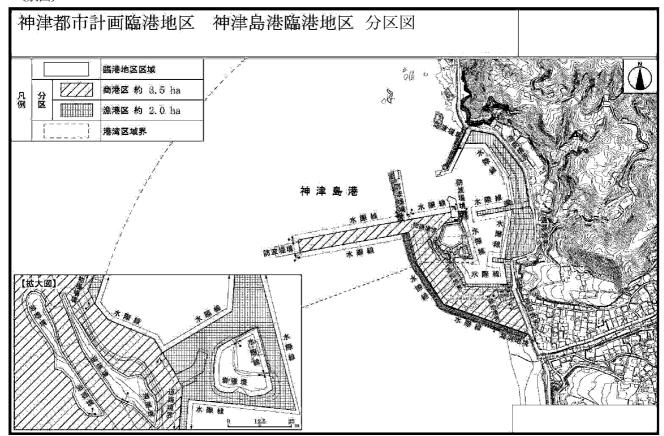
百 合子

商港区 臨港地区の分区 神津島村三十七番一地内、 二地内及び同番二地先 (別図表示のとおり)内、同番一地先、同番

漁港区

地先(別図表示のとおり)同村三十七番二地内、同村字高嶺地内及び同同番地先、同村三十七番一地内、同番一地先、民大、同村三十五番地内、同村三十六番地内、 番地内、同番地先、同村十九番地内、同番地神津島村九番一地内、同番一地先、同村十八

〔別図〕



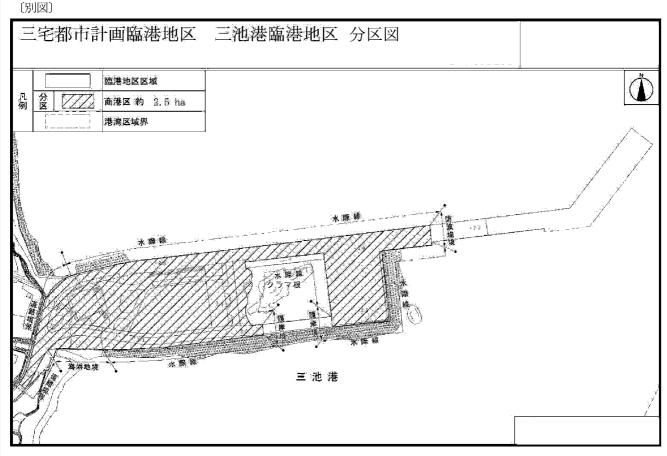
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都港湾局離島港湾部

縦覧場所

#### ●東京都告示第千四百三十号 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第

項の規定に基づき、三池港の臨港地区の分区を指定した 商港区 臨港地区の分区 令和二年十一月二十日 次のとおり告示する。 三池港港湾管理者 三宅村坪田地内及び同地先 代表者 東京都知事 東京都 小 池 (別図表示のとお 百 合子

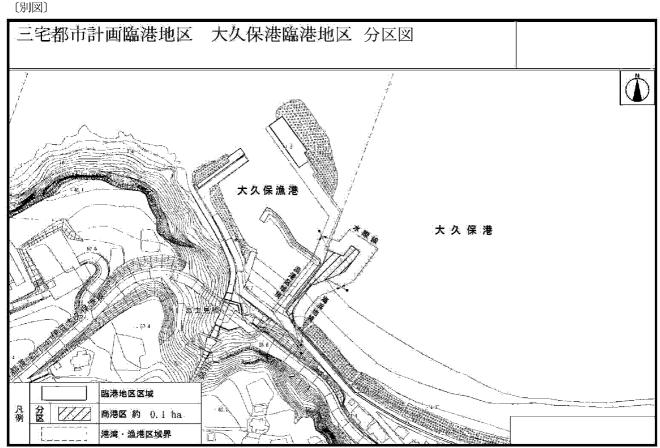


東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

#### ●東京都告示第千四百三十一号 港湾法

たので、次のとおり告示する。 項の規定に基づき、大久保港の臨港地区の分区を指定し 縦覧場所 臨港地区の分区 商港区 三宅村伊豆地先 令和二年十一月二十日 大久保港港湾管理者 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十九条第 代表者 東京都知事 (別図表示のとおり) 東京都 小 池 百 合子



新宿区西新宿二丁目八番一号

# ●東京都告示第千四百三十二号

項の規定に基づき、神湊港の臨港地区の分区を指定した 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第 次のとおり告示する。

臨港地区の分区 令和二年十一月二十日 神湊港港湾管理者 代表者 東京都知事

東京都

小

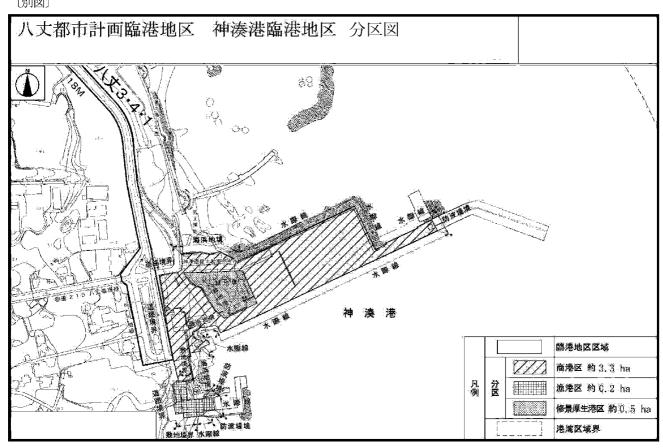
池

百 合子

商港区 漁港区

縦覧場所 生 修景区 東京都港湾局離島港湾部 八丈町三根地内及び同地先 同右 同右 (別図表示のとおり) (別図表示のとおり (別図表示のとお

〔別図〕



生 修 景 厚

八丈町大賀郷地内(別図表示のとおり)

縦覧場所

15

# ●東京都告示第千四百三十三号

たので、次のとおり告示する。 港湾法 項の規定に基づき、八重根港の臨港地区の分区を指定し 令和二年十一月二十日 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十九条第

八重根港港湾管理者

東京都 小

代表者 東京都知事

池

百 合子

商港区 臨港地区の分区 おり) 八丈町大賀郷地内及び同地先 (別図表示のと

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都港湾局離島港湾部

[別図] 八丈都市計画臨港地区 八重根港臨港地区 分区図 八重根港 八重根漁港 臨港地区区域 商港区 約 1.4 ha 分区 凡例 修景厚生港区 約 1.0 ha 港湾・漁港区域界

#### ●東京都告示第千四百三十四号 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第

項の規定に基づき、二見港の臨港地区の分区を指定した 令和二年十一月二十日 次のとおり告示する。

縦覧場所

臨港地区の分区

一見港港湾管理者

東京都

代表者 東京都知事

小

池

百 合子

東京都港湾局離島港湾部

商港区 新宿区西新宿二丁目八番一号 字清瀬地内及び同地先(別図表示のとおり)小笠原村父島字東町地内、同地先、同村父島

〔別図〕 二見港臨港地区 小笠原都市計画臨港地区 分区図 二見漁港 To the STATE OF THE PARTY 二見港 水雕礦 臨港地区区域 商港区 約 2.4 ha 港湾・漁港区域界

縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

生 修景区

同右

(別図表示のとおり)

## ●東京都告示第千四百三十五号

港湾法 項の規定に基づき、沖港の臨港地区の分区を指定したの 次のとおり告示する。 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十九条第

令和二年十一月二十日

臨港地区の分区 代表者 東京都知事

小

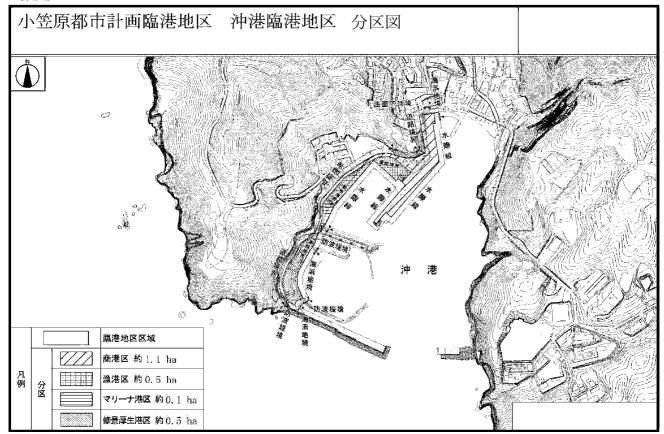
池

百 合子 沖港港湾管理者 東京都

漁港区 商港区 地先(別図表示のとおり)小笠原村母島字静沢地先及び同村母島字元地 小笠原村母島字静沢地先(別図表示のとお

ナ港区 マリー 同右 (別図表示のとおり)

〔別図〕



#### 規

#### 則

教

する。 おける学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則を公布 令和1 一年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員に

令和二年十一月二十日

●東京都教育委員会規則第四十二号

京 都 教 育 委 員 会

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる

学校職員における学校職員の長期勤続休暇の

特例に関する規則

終期を令和三年十二月三十一日とする。 る同条の規定の適用については、当該職員における期間の 休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都教育委員会 に同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員におけ 規則第五号) 令和二年十二月三十一日が学校職員の勤務時間、 第二十七条の二第二項第一号及び第二号並び 休日、 ●東京都水道局管理規程第三十八号

附 則

公布の日から施行する。

この規則は、

#### 規

程 交

●交通局規程第九十三号

る東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規 令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員におけ

令和 二年十一月二十日 程を次のように定める

(第17222号)

東京都交通局長

内 藤

淳

令和! 職員における東京都交通局企業職員の長期勤 一年十二月三十一日が期間の終期となる

続休暇の特例に関する規程

時間、 を令和三年十二月三十一日とする 条の規定の適用については、当該職員における期間の終期 条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同 十四号)第二十六条の二第二項第一号及び第二号並びに同 令和二年十二月三十一日が東京都交通局企業職員の勤務 休日、 休暇等に関する規程 (平成七年交通局規程第

則

この規程は、 公布の日から施行する。

#### 程 水

#### 規

る東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程を 次のように定める 令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員におけ

令和二年十一月二十日

東京都水道局長 浜

佳 葉子

職員における東京都水道局職員の長期勤続休 令和二年十二月三十一日が期間の終期となる

暇の特例に関する規程

休日、 を令和三年十二月三十一日とする。 条の規定の適用については、当該職員における期間の終期 条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同 程第四号)第三十条の二第二項第一号及び第二号並びに同 令和二年十二月三十一日が東京都水道局職員の勤務時間 休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規

> 附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

#### 程 (下水)

規

# ●東京都下水道局管理規程第四十四号

規程を次のように定める。 る東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する 令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員におけ

令和二年十一月二十日

令和一 職員における東京都下水道局企業職員の長期 一年十二月三十一日が期間の終期となる 東京都下水道局長 和

賀

井

克

夫

勤続休暇の特例に関する規程

期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。 道局管理規程第二号)第三十条の二第二項第一号及び第二 務時間、 における同条の規定の適用については、 号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員 令和二年十二月三十一日が東京都下水道局企業職員の勤 休日、 休暇等に関する規程 (平成七年東京都下水 当該職員における

この規程は、 公布の日から施行する。

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 郵便番号 163-8001 定 価 本号 箇月 五〇円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

発 行

郵便番号 113-0001 ミックス 艇